

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 基本測量の終了
家畜傳染病予防法第六条に基く命令

告 示

鳥取県告示第五百一號

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項により次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十八年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 作業の種類 基本測量(天文測量)
- 一 作業地域 東伯郡下北條村、小鹿村

鳥取県告示第五百二號

次のように豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により豚の所有者に対しその注射をうけることを命ずる。

昭和二十八年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚(生後四十日以内分娩前後一箇月以内のものを除く)
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 皮下注射(クリスタルバイオイレット予防液)

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十一月九日	気高郡青谷町	同上
十日	"	"
"	"	"
"	"	"